

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年2月24日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月16日から同年4月5日まで縦覧に供する。

令和3年3月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 笠松地区	観音寺市経済部 農林水産課
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 唐谷池地区	”